

北海道社協職員連絡協議会 旅費規程

第1条 本会の役員等が会務のため旅行し、又は役員会等に出席の場合はこの規程の定めるところによって旅費を支給する。

第2条 旅費は、北海道社会福祉協議会職員旅費規程の定めるところに準じ支給する。但し、日当については一日につき1,000円とする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する